

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道171号幸電線共同溝PFI事業

「国道171号幸電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「道路付属物等(道路照明、防護柵等)」と記載されておりますが、この防護柵とは歩車道境界に設置されている防護柵と歩道と水路の境界に設置されている防護柵との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	①「本事業は占有者が所有する管路・マンホール等の既存施設を活用して実施する計画」とありますが、対象となる施設をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	②アa事前調査業務に現況測量は含まれていませんが、必要に応じて現況測量を実施した場合、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	過年度実施した測量データについては、事業契約締結後に貸与します。 測量データの不足部分があれば、近畿地方整備局と協議願います。
4	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	②Ab「詳細設計業務」には、電線共同溝詳細設計の他に、道路詳細設計、照明詳細設計等も当初工程に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「詳細設計業務」には、道路詳細設計は予定しておりませんが、必要が生じた場合は近畿地方整備局と協議願います。但し、照明詳細設計は含まれます。
5	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	②Ac 調整マネジメント業務(設計段階)に入線業者との協議は記載されていませんが本事業に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	実施方針	3	第1章	1	(8)	事業期間	<p>「本事業の事業期間は、近畿地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和30年3月31日までの約24年間で予定する。」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。</p> <p>①設計業務、工事業務の短縮が図られた場合、事業期間の終了日は前倒しされる。</p> <p>②設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。</p> <p>③事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。</p>	詳細は入札公告時に示します。
7	実施方針	4	第1章	1	(10)	事業者への支払い	<p>②「維持管理業務に係る対価」について、令和15年度から令和29年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象になるでしょうか。</p> <p>また、維持管理業務は長期にわたるので、複数回の物価スライドは認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。</p>	別紙4リスク分担表の「番号45」及び「番号56」による分担を想定していますが、詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	10	第2章	6	(1)	応募者の構成	<p>⑥「また、応募企業の場合、第1. 1(6)②ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。」とありますが、応募グループの場合は適用外という理解でよろしいでしょうか。</p>	応募グループの場合は「ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が第1章1(6)②ウに掲げる工事監理業務と第1章1(6)②イに掲げる工事業務のうちa既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びb工事業務を兼務して実施することはできない。」を遵守してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	実施方針	10	第2章	6	(1)	応募者の構成	⑥「ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が第1章1(6)②ウに掲げる工事監理業務と第1章1(6)②イに掲げる工事業務のうちa既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及びb工事業務を兼務して実施することはできない。」とありますが、第1章1(6)②イに掲げる工事業務のうちc「調整マネジメント業務(工事段階)」及びd「本業務で整備する施設の所有権移転業務」と第1章1(6)②ウに掲げる「工事監理業務」は兼務できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	14	第2章	6	(3)	設計企業の参加資格要件	②「次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した業務(発注者から直接請け負った者として実施した業務)とする。」とありますが、業務期間が1年未満の業務も実績となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	15	第2章	6	(3)	設計企業の参加資格要件	⑤「参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。」とありますが、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、同等の資格及び実績を有する技術者に変更することを担当部局まで通知することで、辞退を回避することは可能でしょうか。	事業契約締結後であれば、やむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)がある場合、近畿地方整備局と協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。詳細は入札公告時に示します。
12	実施方針	16	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	②「平成21年度以降に元請として、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること」と記載がありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよいという解釈で宜しいでしょうか。また、発注機関が大規模な土木工事を行う公益民間企業でも施工実績として認められますでしょうか。	元請としての施工実績であれば、前段、後段ともにご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	実施方針	16	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	③「次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を当該業務に専任で配置できること」と記載されていますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務の試掘調査には、工事企業の参加資格要件である主任技術者又は監理技術者の専任配置は不要です。
14	実施方針	18	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成26年度以降に、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 また、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	道路法上の道路における工事であれば、前段、後段ともにご理解のとおりです。
15	実施方針	18	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(開発建設部関係事務所を含む。)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。」とありますが、地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 基づかない業務とは、具体的には「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	18	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成26年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	実施方針	18	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成26年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、情報ボックス補修工事も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記工事についてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート構造物工事」です。	実績とは見なしません。
18	実施方針	21	第3章	2	(3)	業務の履行の検査等	①「本施設の完成検査」において、中間検査の有無についてご教示願います。また、中間検査が各年度に行われる場合、中間検査で確認した部分については、完成検査時の確認を省略できるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
19	実施方針	22	第4章	2	(1)	本施設の構成	電線共同溝の一般部に、引込管、連系管及び連系設備も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	22	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道及び歩道(路盤、舗装)、照明等は全て解体撤去・復旧するものとする」との記載がありますが、第1章1(2)で記載されている防護柵については支障となる部分のみの解体撤去・復旧との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	22	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	②移設対象施設として地下埋設物(水道、ガス(低圧))の記載がありますが、対象施設の場所をご教示いただけないでしょうか。	実施方針(案)P27 第8章 3 (2)設計図書等の閲覧について、既存資料の設計図書を差し替えましたので、再閲覧ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	別紙3	31				維持管理業務の対象範囲	維持管理対象施設が電線共同溝のみとなっていますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	別紙4	33			番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	別紙4	32			番号3	リスク分担表	事業者の国への支払いの遅延について、事業者が国に支払う費用項目をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
25	別紙4	32			番号9	リスク分担表	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更または新設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による負担が事業者のみというのは、どのように理解すればよろしいでしょうか。	本事業に限らず、他の事業でもすべての者に影響する税となるためです。
26	別紙4	34			番号20	リスク分担表	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動または訴訟等に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第2章 4(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得等において事業者が行うべき業務範囲内を想定しています。
27	別紙4	34			番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
28	別紙4	34			番号20	リスク分担表	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	要求水準書(案)第2章 4(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得等において事業者が行うべき業務範囲内を想定しています。
29	別紙4	34			番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細設計は事業者で実施するものであり、現場条件の変更といった事業者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。
30	別紙4	34			番号28	リスク分担表	占用業者等の計画誤りや変更等による設計変更は3者(国・事業者・占用業者等)での協議結果で判断するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	別紙4	34			番号29	リスク分担表	「詳細設計結果はあくまで参考として貸与する」と記載され、事業者負担にのみ「○」となっていますが、発生事象によっては国側と協議できるといった内容に変更できないでしょうか。	リスク分担表のとおりとします。
32	別紙4	35			番号33	リスク分担表	「環境対策リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
33	別紙4	35			番号34 番号35 番号36	リスク分担表	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表の「番号36」の補足説明に記載のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
34	別紙4	35			番号35	リスク分担表	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合の、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は国負担とします。
35	別紙4	35			番号42	リスク分担表	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
36	別紙4	35			番号43	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。
37	別紙4	36			番号49	リスク分担表	維持管理の「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
38	別紙4	37			番号56	リスク分担表	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。「△」とは一定基準以下の物価上昇においては事業者が負担することでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
39	別紙4	37			番号61	リスク分担表	不可抗力に対する事業者の負担は、番号13、番号14に記載の通りと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	別紙4	37			番号62	リスク分担表	法令変更に対する事業者の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

「国道171号幸電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路(車道、歩道等) ・道路附属物等(道路照明、防護柵等)	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	24	第6章	2	(2)	近畿地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	②「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、近畿地方整備局と事業者が協議して定めるものとする。」とありますが、近畿地方整備局が賠償請求する(1)③も「近畿地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」というように記載をお願いします。	(1)事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合の③に記載の通りです。
3	別紙4	32			番号6	リスク分担表	本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、15年後の金利は予測不可能であり、事業者のみが負担することは多大な不利益を被ることも想定されるため、事業者と国が負担し合うことが必要と考えますが、どのようにお考えかご教示願います。	リスク分担表の「番号6」に記載のとおりです。
4	別紙4	32			番号11	リスク分担表	説明欄に「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるように記載をお願いします。	法令変更起因する契約解除については、リスク分担表の「番号62」に記載のとおりです。
5	別紙4	33			番号12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするようお願いします。	リスク分担表の「番号11」及び「番号12」に記載のとおりですが、いずれに該当するか判断結果の合理性を踏まえ、国と事業者の協議により決定する予定です。詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
6	別紙4	34			番号21	リスク分担表	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、協議の対象とするようお願いします。	リスク分担表の「番号21」に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。

「国道171号幸電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	1	第1章	5	(3)	整備対象施設	道路照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われま す。 その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	撤去費用が必要になる場合は近畿地方整備局と協議願います。
2	要求水準書(案)	1	第1章	5	(3)	整備対象施設	道路照明のみ整備となっていますが、道路標識柱はそのまま残置という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、整備に支障がある道路標識柱などに関しては移転対象とし、近畿地方整備局と協議願います。
3	要求水準書(案)	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	本事業にて照明を解体撤去・復旧する計画となっていますが、道路照明に係る電気需給契約申込み手続きについては実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	1)復旧対象施設について、車道及び歩道(路盤、舗装)、照明等と記載がありますが、記載以外にどのようなものを考えていますか。	横断防止柵、転落防止柵等の道路付属物や区画線等を想定しています。
5	要求水準書(案)	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	2)移設対象施設について、地下埋設物(水道・ガス(低圧))等と記載がありますが、記載以外の施設についてご教示いただけないでしょうか。	実施方針(案)P27 第8章 3 (2)設計図書等の閲覧について、既存資料の設計図書を差し替えましたので、再閲覧ください。
6	要求水準書(案)	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	2)移設対象施設に情報ボックスの記載がありませんが、情報ボックスの移設工事が発生した場合は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書(案)	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	2)移設対象施設「当該地下埋設物の管理者が移設を行い」とありますが、移設依頼文書の発出等の手続きは国にて実施して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書(案)	3	第1章	7	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	府警設備である信号、感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	府警設備に関する施設の移設については、本事業に含んでおりません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	要求水準書(案)	6	第1章	13		関係機関協議会の設置	協議会の開催は、対面、web会議を適宜使い分けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書(案)	8	第2章	1	(3)	業務期間	「調査・設計業務の期間は、本施設の引渡予定日をもとに事業者が計画することとする。」とありますが、予定価格算出の際に設定した設計期間について入札公告で提示されるという理解でよろしいでしょうか。また、例えば路線起点側半分の設計業務を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、路線終点側の設計業務を引続き実施する等といった業務期間短縮は可能という理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
11	要求水準書(案)	11	第2章	1	(9)	土地への立ち入り等	1)「業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は事業者の負担とする。」とありますが、業務遂行に必要な場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
12	要求水準書(案)	13	第2章	2		事前調査業務	「現況測量等を事業者の責任で行い」とありますが、測量は設計変更の対象となるのでしょうか。その場合、現況測量は3次元データの取得費用を見込んで頂く事は可能でしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
13	要求水準書(案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	今回の試掘調査は「設計業務」で実施しますが、既存資料では車道への管路配置が多く見受けられます。車道部における試掘が必要となった場合、復旧は仮復旧、本復旧のいずれをお考えでしょうか。	仮復旧を想定しています。
14	要求水準書(案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	試掘調査が「事前調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、試掘および交通誘導警備員の配置は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書(案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	試掘箇所数は入札時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、詳細設計の検討段階で試掘箇所数が増えた際は設計変更対象となりますでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
16	要求水準書(案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	1)交通誘導警備員の計上について、3名/日(A1名、B2名)に追加で、交替要員のA1名との認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
17	要求水準書(案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	交通誘導警備員の人数について所轄警察署との協議により配置人数が増加した場合は設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
18	要求水準書(案)	14	第2章	3	2	設計条件の整理	既設占用物に関して、「詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、支障移転の計画とすること」とあります。既設占用物の支障移転が必要になった場合、支障移転の詳細設計を実施することを要求していると考えてよろしいでしょうか。 本事業で詳細設計を実施する場合、現時点で支障移転の詳細設計数量を確定することができないため、支障移転詳細設計は設計契約変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
19	要求水準書(案)	14	第2章	3	2	設計条件の整理	2)「道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項」に関して、道路の将来計画とありますが、計画についてご教示いただけないでしょうか。	現時点では、想定している道路計画はありません。ただし、設計業務期間中に将来の道路計画が判明し、これを設計に反映させる必要があると認められるときは、近畿地方整備局と協議願います。
20	要求水準書(案)	14	第2章	2	(2)	試掘調査	2)②「情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。」とありますが、情報BOX等の台帳類は事前に貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
21	要求水準書(案)	14	第2章	3	(1)	基本的な考え方	2)「始点部においては、既存の高槻今城電線共同溝と接続する計画とすること。」と記載がありますが、竣工図等は貸与して頂けるのでしょうか。また、データ形式等についてご教示願います。	契約締結後に貸与します。データ形式はDWGファイルとなります。
22	要求水準書(案)	14	第2章	3	(2)	設計条件の整理	2)「照明設備等の計画、舗装の形式」と記載がありますが、このような景観整備について、国道事務所等の方針があればご教示願います。	景観に関しては道路付属物の色に関してのみ方針があります。
23	要求水準書(案)	15	第2章	3	(3)	BIM/CIM 活用業務について	本事業において、調査段階等の上流工程のBIM/CIMモデルはございますでしょうか。(例えば、大阪国道北部管内電線共同溝設計業務成果でのBIM/CIMの成果品)	BIM/CIMの3次元モデルはあります。
24	要求水準書(案)	15	第2章	3	(3)	BIM/CIM活用業務について	地上レーザー測量等の必要が生じた場合は、BIM/CIM実施の費用と同様に設計変更により計上という理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
25	要求水準書(案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	⑤管路部設計で「交差点縦横断部については、開削工法以外の工法についても検討する」とありますが、検討により推進工法等の別工法が選定された場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
26	要求水準書(案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	1)⑤「交差点縦横断部については、開削工法以外の工法についても検討するものとする」と記載されていますが、開削工法以外の工法となった場合は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
27	要求水準書(案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	3)「交差点照明に関する詳細設計を実施する」とありますが、当該区間には交差点以外の単路部にも既設道路照明施設があります。単路部の連続照明の設計は対象外という理解でよろしいでしょうか。また、柱上機器との兼ね合いで連続照明を変更する場合は、設計変更の対象となるでしょうか。	対象範囲含め、詳細設計時に確認した上で、近畿地方整備局と協議願います。
28	要求水準書(案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	1)⑤～⑦において「応力計算が必要となった場合は、別途設計するものとする」と記載されていますが、別途設計となった場合は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	要求水準書(案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	1)⑤～⑦において「応力計算が必要となった場合は、別途設計するものとする」と記載されていますが、別途設計となった場合は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
30	要求水準書(案)	17	第2章	4	(3)	事業説明、地元・関係者機関調整等	家屋調査について記載がございませんが、近接掘削による影響を考慮した際、家屋調査が必要となった場合の費用について設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	家屋調査については、想定していませんが、近接掘削による影響を考慮した上で必要となる場合は、近畿地方整備局と協議願います。
31	要求水準書(案)	17-18	第2章	4	(3)～(7)	設計マネジメント各機関との協議	(3)～(7)に設計を進めるにあたり各種関係機関との協議が記載されていますが、それぞれの機関に関する協議回数の想定はありますでしょうか。また、必要に応じ協議回数が増加した場合は設計変更の対象となるでしょうか。	前段については、本事業を推進するために、事業者にて必要と想定する回数を実施してください。後段については、近畿地方整備局と協議願います。
32	要求水準書(案)	17	第2章	4	(5)	占用業者等との電線共同溝の協議	関連する占用業者は、記載された組織が全てでしょうか。	電線共同溝への占用企業者等については記載した組織が全てになります。
33	要求水準書(案)	17	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「引込設備の設計を依頼する」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書(案)	17	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「引込設備の設計を依頼する」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	17	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「電線共同溝と引込設備の同時施工について、調整を行うこと。」とありますが、連系管、連系設備は本工事に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書(案)	18	第2章	4	(7)	道路標識、道路照明、信号等の計画調整	「道路管理者及び警察と調整を行う」とありますが、交差点として改良が必要となった場合は、交差点設計としての設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	交差点改良については、当初は想定しておりません。
37	要求水準書(案)	18	第2章	4	(7)	道路標識、道路照明、信号等の計画調整	「道路管理者及び警察と調整を行う」とありますが、交差点として改良が必要となった場合は、交差点設計業務の追加が設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	交差点改良については、当初は想定しておりません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	要求水準書(案)	19	第3章	1	(2)	業務の条件	10)「事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること」と記載されていますが、この各種手続きとは国道以外の道路に占用物を設置する場合との理解でよろしいでしょうか。	道路占用並びに土木工事施工許可申請については国道以外の道路に占用物を設置する場合を想定していますが、国道においても道路使用許可など必要となる手続きがあります。
39	要求水準書(案)	20	第3章	1	(2)	業務の条件	12)「建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。」とありますが、どのような状況が該当するのかご教示いただけないでしょうか。	事業者が、建設にあたって必要な関係諸官庁との協議を速やかに実行しなかった場合の遅延を想定しています。
40	要求水準書(案)	20	第3章	1	(3)	業務期間	「路上工事抑制期間は、大阪国道事務所ホームページ「路上工事抑制」による」とありますが、それ以外にイベント行事等による制限は想定されますでしょうか。	イベント行事等による制限については、想定しておりません。
41	要求水準書(案)	20	第3章	1	(5)	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	「近畿地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って～」と記載されていますが具体的にどのような書面で実施されるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
42	要求水準書(案)	21	第3章	1	(7)	工事完成図書	電子納品にかかる費用は当初契約金額に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書(案)	25	第3章	1	(11)	週休2日対象工事	路上工事抑制期間については、現場閉所日数に含めると理解してよろしいでしょうか。	路上工事抑制期間においても、要求水準書(案)第3章1.(11)に該当しない日は現場閉所日数に含みません。
44	要求水準書(案)	29	第3章	1	(13)	現場環境改善(快適トイレの設置の試行)	現場環境改善の取組で、新たに改善のための費用等が発生した場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
45	要求水準書(案)	31	第3章	1	(15)	デジタル工事写真の黒板情報電子化について	本項目の内容を実施する際に発生する費用の積算上の計上方法についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
46	要求水準書(案)	36	第3章	1	(23)	道路照明設備	3)提出書類①i)(1)において「契約締結後30日以内」、(2)において「契約締結後50日以内」と提出期限が記載されていますが、どの契約が該当するのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
47	要求水準書(案)	39	第3章	3	(3)	工事現場発生品	現場発生品を指定の場所へ運搬することとありますが、夜間搬入可能でしょうか。	事前調整が必要となりますが、夜間運搬は可能です。
48	要求水準書(案)	39	第3章	3	(3)	工事現場発生品	現場発生品の項目に「VU管」が記載されていますが引渡場所への運搬時の荷姿(再利用できるような状態など)に指定はありますでしょうか。	特に指定はありません。
49	要求水準書(案)	42	第3章	3	(4)	工場の選定	夜間におけるプラント運転・配車割増料金がが必要な場合は設計変更の対象と理解してよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
50	要求水準書(案)	46	第3章	3	(5)	施工管理(第1編1-1-25)	4)ICT活用について ④「近畿地方整備局は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを事業者に貸与する。」とありますが、概略設計で作成した2次元設計データを貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書(案)	50	第3章	3	6	地下埋設物件等(架空線を含む)の事故防止	8)⑤「未使用の管の処置を事業者が企業者より依頼を受けた場合には～」と記載されていますが依頼された処置を行うことにより発生した費用は設計変更との理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
52	要求水準書(案)	52	第3章	3	(8)	交通安全管理	3)③交通誘導警備員の計上について、3名/日(A1名、B2名)に追加で、交替要員のA1名との認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
53	要求水準書(案)	52	第3章	3	(8)	交通安全管理	3)③交通誘導警備員の人数について所轄警察署との協議により配置人数が増加した場合は設計変更の対象となる理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
54	要求水準書(案)	52	第3章	3	(8)	交通安全管理(第1編1-1-35)	3)①「ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。」と記載がありますが、配置人員等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
55	要求水準書(案)	52	第3章	3	(9)	官公庁燈への手続等	1)「協議完了予定や移設時期等が延期するような場合～」と記載されていますが現時点で把握されている移設が必要な占有物があればご教示願います。	実施方針(案)P27 第8章 3 (2)設計図書等の閲覧について、既存資料の設計図書を差し替えましたので、再閲覧ください。
56	要求水準書(案)	53	第3章	3	(11)	路床支持力	1)「路床支持力(CBR)は8を想定している」と記載されていますが発生土で埋戻す場合にCBRが8以下となり、購入土で埋戻す場合は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書(案)	63	第3章	3	(33)	切削オーバーレイ工	切削した舗装厚分を即日で急速施工とありますが、すりつけ実施により基層での交通開放はできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書(案)	65	第3章	3	(34)	その他特記事項	6)電力系特殊部については本事業者が接地工事を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の対象外です。
59	要求水準書(案)	69	第5章	1	(1)	一般事項	3)「調整マネジメント業務(維持管理段階)」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、その際の費用は近畿地方整備局と協議願います。
60	要求水準書(案)	69	第5章	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
61	要求水準書(案)	71	第5章	1	(5)	業務の実施	2)「想定外の事態への対応」、3)「災害時・非常時の対応」は、設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
62	要求水準書(案)	73	第5章	3	(2)	要求水準	「事業者は、入線完了後に入構状況を確認」と記載がありますが、入溝状況の確認は、現地立会に限らず、電線管理者へのヒアリング、写真、動画等での対応は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。